

# 令和4年度 茅ヶ崎市 私学助成幼稚園用

## 幼児教育・保育無償化のご案内

幼児教育・保育無償化の対象になるには、認定申請書類一式の提出が必要です。本案内をご覧いただき、希望の認定区分を決めて提出期限までに申請書類をご提出ください。

### 【1】無償化の概要

	1号認定	2号認定
(1)幼稚園の入園料・保育料	無償化対象 月額 25,700 円まで	無償化対象 月額 25,700 円まで
(2)幼稚園の預かり保育等の利用料	無償化対象外	無償化対象 月額 11,300 円まで

※ 給食費・通園送迎費・行事費等の経費は対象外

#### (1)幼稚園の入園料・保育料【月額 25,700 円まで】 1号認定 2号認定

幼稚園に通う満3歳児から5歳児までの園児の利用料(保育料・入園料)が無償化の対象となります。入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。無償化月額上限額を越える利用料は、保護者の方のご負担となります。

#### (2)幼稚園の預かり保育等の利用料【月額 11,300 円まで】 2号認定

保護者のいずれもが就労等の要件(裏面【5】参照)を満たし、園児が保育の必要性の認定を受けた場合に、幼稚園の預かり保育等の利用料が無償化の対象となります。

##### ●幼稚園の預かり保育の利用料

利用日数×450円と、預かり保育の利用料を比較し、小さい金額が月額 11,300 円まで無償化の対象となります。

##### ●認可外保育施設等(※)との併用利用

幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合に認可外保育施設等との併用利用ができます。併用でご利用された場合は、利用料の合計金額が月額 11,300 円に達するまで無償化の対象となります。通園先が認可外保育施設等との併用利用ができるか確認をしたい場合は、市ホームページ又は通園先にお問い合わせください。

※ 認可外保育施設等…認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター(預かり部分の利用料のみ)、病児保育

#### 満3歳児クラスの方で預かり保育等を無償化の対象としたい方

満3歳児(3歳になった日から3歳になって最初の3月31日までの園児)は、**2号認定**の要件を満たし、市民税非課税世帯の場合に限り、幼稚園の預かり保育等の利用料が無償化の対象となります。この場合、**3号認定**を受けることとなります。課税証明書が必要となる場合がありますので、申請書裏面をご確認ください。(3号認定を希望される方は、本案内の点線枠外の箇所の「**2号認定**」を「**3号認定**」に、「月額 11,300 円」を「月額 16,300 円」に読み替えてください。)

## 【2】 申請書類

	1号認定を申請する方	2号認定を申請する方
(1)施設等利用給付認定申請書	表面を記入	表面・裏面を記入
(2)添付書類	不要	必要 父母それぞれ(※)の分

### (1)子育てのための施設等利用給付認定申請書 1号認定 2号認定

必要事項をご記入ください。「申請書」は園児ひとりにつき1枚必要です。

### (2)添付書類 2号認定

父母それぞれ(※)の保育を必要とすることを証明する書類(裏面【5】参照)をご用意いただき、「申請書」にホチキス留めをしてください。必要な様式は、幼稚園からお取り寄せいただくか、市役所子育て支援課の窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。(きょうだいで通園している場合は、添付書類を下のお子様の「申請書」に添付してください。)

※ ひとり親家庭に該当する方は、様式「⑬ひとり親家庭に関する申立書」をご提出ください。

## 【3】 申請方法

【2】の申請書類を揃えて、通園先(予定)の幼稚園にご提出ください。



※ 茅ヶ崎市の審査の結果、保育の必要性が認められない時は2号認定ではなく1号認定となりますので、予めご了承ください。

## 【4】 提出期限

令和 年 月 日( )までにご提出ください。

### 【市ホームページ】

トップページ > くらし > 子育て > 幼稚園 > 幼児教育無償化(私立幼稚園)  
<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/youchien/1035405.html>

### 【問い合わせ先】

事務担当 茅ヶ崎市 子育て支援課 子育て推進担当  
 所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
 電話 0467-82-1111 内線2161~2

～お問い合わせの際は「通園先(予定)の幼稚園名」をお伝えください～



## 【5】 保育の必要性の認定基準及び添付書類 **2号認定**

保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが、次の表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することにより、児童の保育をすることができないと認められる場合です。**2号認定**の申請を希望される場合は、当てはまる要件の書類を添付してください。

保育を必要とする事由		認定期間	添付書類
就労	就労形態に関らず <b>月に64時間以上</b> (休憩時間を含む) 就労をしているとき	就労している期間 ※ 認定期間中に仕事を辞めた場合、 お手続きが必要です。	・③就労(予定)証明書 ※ 自営業の方は、確定申告書 等の自営を証明する書類が 必要
妊娠・出産	出産の準備、出産 後の休養が必要な とき	出産予定日の6週間前(多胎妊 娠の場合は14週間前)の日を含 む月の初日から、出産日の8週 間後の日を含む月の末日まで	・⑨出産連絡票(施設等利用 給付認定用)
求職 起業準備	求職活動(起業準備を含む)を することを常態としている とき	2ヶ月の範囲内で求職活動に 必要と認められる期間 ※ 原則、継続できません。 ※ 認定終了日までに改めて申請が 必要です。	・④求職活動誓約書 兼 起業 準備状況申告書
就学・職業 訓練校等に 通っている	学校、専門学校等 に在学、または就 職訓練校等に通っ ているとき	通学期間中	・⑤就学に関する調書 ・在学証明書 ・カリキュラム(時間割のわか るもの)
介護・看護 (同居)	同居している親族 の介護、看護が常 時必要なとき	看護・介護等を必要としなくな った月の末日まで	・⑥介護・看護に関する調書 ・介護・看護対象者の ⑧診断 書 または 手帳等のコピー ※ 要介護認定証の場合は診断書 が必要
保護者の 疾病・障がい	疾病や障がいで、 保育ができないと き	療養を必要としなくなった月の 末日まで	・⑦疾病・障がいに関する調書 ・保護者の ⑧診断書 または 手帳等のコピー
災害復旧	保護者が災害復旧 にあたり、保育がで きないとき	災害復旧が完了した日まで	・り災証明
虐待・DVのお それがある	虐待やDVIにより、 市が保育の必要性 を認めるとき	保育が必要と認められる期間	子育て支援課までご相談くださ い。

※ ひとり親家庭に該当する方は様式「⑬ひとり親家庭に関する申  
立書」をご提出ください。

※ 申請書類・添付書類の様式は幼稚園からお取り寄せいただく  
か、市役所子育て支援課の窓口で配布しているほか、市ホーム  
ページからもダウンロードできます。



## 【6】 2号認定を申請される方へ 2号認定

---

### (1) 翌年度以降における保育の必要性の確認(現況届)

2号認定を受けた方は、保育を必要とする事由が継続していることを確認するため、毎年、保育を必要とすることを証明する書類を改めて提出していただきます。別途ご案内が届きましたらご提出ください。

### (2) 認定期間中に「保育を必要とする事由」が変更になる場合

申請した「保育を必要とする事由」に変更がある場合は、変更のお手続きが必要です。  
(例) 転職した (例) 就労要件で2号認定を受けていたが出産することになった

### (3) 認定期間中に「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合

#### **速やかに子育て支援課にご相談ください。**

申請した「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合には2号認定による無償化の給付を受けることができなくなり、1号認定に切り替えるお手続きが必要です。

(例) 仕事を辞めた (例) 月64時間以上働かなくなった

### (4) 在園中に2号認定の認定期間が終了する場合

認定終了日までに、認定の継続又は変更のお手続きが必要です。必要書類は子育て支援課までご確認ください。

## 【7】 入園後に2号認定に変更したい方へ 1号認定⇒2号認定

---

保育の必要性の認定基準(【5】参照)を満たすこととなり、認定区分を変更したい方は、認定希望日の前月末日まで(末日が閉庁日の場合、直前の平日まで)に変更申請の提出が必要です。(既に預かり保育等を利用中の方は、申請書の受理日より認定が可能です。ただし、申請書の受理日より前に遡って認定を受けることはできません。)

認定通知は、申請書類を受理してから、約1か月後に送付予定です。

**入園後の認定区分の相談やお手続きは子育て支援課へ**